

●よくあるご質問（保育所等利用継続）

Q1	現在きょうだいで保育園を利用しています。 きょうだいそれぞれの継続手続きが必要ですか？
----	--

A1 1回の申込でお手続きが完結します。

・きょうだいで保育施設を利用している世帯や新2号認定または新3号認定を受けているきょうだいがいる場合も1回の申請で手続きが完了する仕様としました。

Q2	令和8年度4月から下の子の入園を考えています。 入園申請の申込みはいつからですか？
----	--

A2 申請期間は、令和7年10月頃を予定しています。

・詳細は、令和7年10月上旬に市ホームページに掲載予定の「令和8年度保育所等入園のしおり」を確認してください。
・就労証明書等は、8月以降の証明日であれば今回の継続手続きで提出したものと同一ものを利用できます。申請の予定がある場合は、事前にコピーを取っておいてください。

Q3	現在保育園を利用していますが、転園を考えています。 転園申請の申込みはいつからですか？
----	--

A3 申請期間は、令和7年10月頃を予定しています。

- ・上記A2の新規申請と同様、詳細は「令和8年度保育所等入園のしおり」を確認してください。
- ・転園の申請ができるのは4月入所のみとなります。
- ・転園の申請をした結果、内定が出た場合、元の園には戻れません。
- ・転園の内定を辞退しても、元の園は退園となります。
- ・必ずしも転園できるとは限らないため、在園中の保育所等の継続手続きも併せて行ってください。

Q4	育児休業中に保育園の利用申請（転園申請含む）はできますか？
----	-------------------------------

A4 育児休業から復職することを前提とした申請であれば可能です。

- ・保育所等の利用が決まった場合には、入所月の月末までの復職が必須です。
- ・提出した誓約書どおりに復職ができなければ、入所月の月末で退園となります。

Q5	就労要件で保育園に入園しましたが、勤務時間を減らしたいです。 問題はないでしょうか？
----	---

A5 就労時間を減らすことはできません。

- ・入園の際、保護者が「就労」の要件で入所した場合、選考においては、申込時に提出された就労証明書等の条件で入園後も就労するものとして点数付けを行っているため、選考の公平性を保つためにも、勤務時間を減らすことは認められません。
- ・やむを得ず転職する場合であっても、必ず保育課に事前に連絡をしたうえで、申込時の勤務時間や勤務日数を保ったまま就労してください。
- ・保育課に事前の連絡がなく、転職していることが発覚した場合は、退園となることがあります。

Q6	保護者の保育要件を、「就労」から「求職活動」へ変更することはできますか？
----	--------------------------------------

A6 就労から求職活動への要件変更はできません。

- ・会社の倒産等、自己都合によらない理由で退職となった場合を除いて、退職と同時に新しい就労先へ、切れ目のない就労が必須となります（申込時と同水準の勤務時間や勤務日数を保ったまま就労してください）。

Q7	就労要件で保育園を利用していますが、妊娠が分かりました。
----	------------------------------

A7 妊娠が分かった段階で保育課まで早急にご連絡ください。

- ・育児休業中のご家庭での保育が可能のため、保護者に保育要件の認定がありませんので、原則、お子さんは退園となります。ただし、お子さんの保育環境の変化が好ましくない場合に限り、一定の条件付きで保育所等に継続して通うことができます。
- ・育児休業中にお子さんの在園の継続を希望する場合は、保育課で手続きを行ってください。

Q8	7月に転職をしたため前職の退職証明書と新しい勤務先の就労証明書を提出しました。今回の継続利用申請で就労証明書を再度提出する必要はあるのでしょうか？
----	---

A8 後日に再度の提出が必要です。

- ・新しい勤務先での就労実績が3か月に満たない場合は、3か月の就労後に就労証明書を提出してください。

Q9	オンライン申請の際、就労証明書等を「後日提出する」としましたが、どのように提出すればよいのでしょうか？
----	---

A9 追加書類等の提出ページより提出いただくか逗子市保育課へ直接ご提出ください。

- ・下記のリンクより追加書類等の提出ページへアクセスしてください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-zushi/smart-apply/apply-procedure-alias/husoku>

Q10	マイナンバーカードがないと手続きできないのでしょうか？
-----	-----------------------------

A10 オンラインで申請する場合マイナンバーカードが必要です。

・オンライン申請には電子署名（公的個人認証）があるため、申請する保護者のマイナンバーカードが必要です。オンライン申請を開始する前に、マイナンバーカードの暗証番号を確認してください。子どもや配偶者等については、マイナンバーカードは不要です。

Q11	マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号を忘れてしまいました。
-----	-----------------------------------

A11 逗子市戸籍住民課（マイナンバー担当）までお問合せください。

Q12	署名用電子証明書暗証番号の入力を5回連続で間違えたのでロックがかかりました。
-----	--

A12 逗子市戸籍住民課（マイナンバー担当）までお問合せください。

Q13	署名用電子証明書が有効かどうか分かりません。
-----	------------------------

A13 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供する、JPKI モバイルアプリにて電子署名機能の有効性が確認確認ができます。

- ・詳しくは下記をご確認ください。

iPhone の方はこちら

https://www.jpki.go.jp/download/howto_iphone/certificate_p02.html

Android の方はこちら

https://www.jpki.go.jp/download/howto_android/certificate_p03.html